

# 小谷村景観づくり ニュースレター

05  
2020.4.20

## 景観保全・景観づくりの取組について

景観保全・景観づくりの取組として進めています「景観計画」策定に向けた意見交換・話し合いについて、令和元年度（平成31年度）の取組状況をお知らせします。

- 景観づくりに関する意見交換の機会として、「小谷村景観づくり住民懇談会」を延8回、「小谷村景観づくり勉強会」を5会場で開催しました。
- 住民懇談会等における「小谷村の大切にしたい景観」等の意見交換により、「景観づくり地域区分」について4区分設定することで方向付けされました。

### ■住民懇談会等の開催状況

「小谷村景観づくり住民懇談会」「小谷村景観づくり勉強会」をつぎのとおり開催しました。

名称	開催日時・会場	意見交換の内容
第1回	令和元年5月22日（水）19:00～21:00 小谷村役場	● 小谷村の景観づくり
景観づくり勉強会	6月21日（金）道の駅小谷 6月25日（火）中土交流センター やまつばき 6月27日（木）小谷村役場 7月1日（月）小谷交流センター ちゃんめろ 7月11日（木）梅池高原総合センター ※時間は各日 19:00～21:00	● 景観づくりとは？ ● 小谷村の景観づくりがなぜ今必要なのか？ ● 景観づくりとは何をするのか？
第2回	7月18日（木）19:00～21:00 小谷村役場	● 小谷村の大切にしたい景観
第3回	8月21日（水）19:00～21:00 小谷村役場	● 景観づくりの地域区分
第4回	9月25日（水）13:00～15:00 小谷村役場	● 重点地域「塩の道」の景観づくり
第5回	10月24日（木）13:00～15:00 梅池高原総合センター	● 重点地域「スキー場地域」の景観づくり
第6回	11月27日（水）18:00～20:00 小谷村役場	● 小谷村全体の景観づくり
第7回	令和2年1月29日（水）18:00～20:00 小谷村役場	● 景観づくりのルール

住民懇談会では、毎回テーマを決めて意見交換を行いました。ご意見の一部をご紹介します。

#### 小谷村の景観づくりについて

- 景観づくりは良いことだが、村民が景観づくりのことをあまり知らない。当たり前の日常の中で今まで素晴らしい景観を守ってきたことを知ってほしい。
- 景観づくりを進めれば、地域の活性化やコミュニティの維持などにつながると思う。
- 小谷村の景観は今まで知らないうちに守られてきた。これからも同じように守られてほしい。

#### 地域の魅力を高めるためにすべきこと

- 草刈り。自分の身の回りからきれいにする。
- 営業していない建物を活用する仕組み。
- 看板、サイン類の多言語化とデザイン統一。
- 村の人材を活用する。
- 地域の助け合い・支え合いの仕組みづくり。
- 景観づくりの人手を外から受け入れる仕組みと体制づくり。
- 無秩序な開発から小谷を守るルールづくり。
- 昔見えていた眺望を取り戻す（木を伐る）。

### ■景観づくり地域区分の検討

景観づくりの地域区分について、住民懇談会等での意見交換・話し合いにより、つぎの4区分（重点地域2区分、普通地域2区分）としました。

#### 凡例

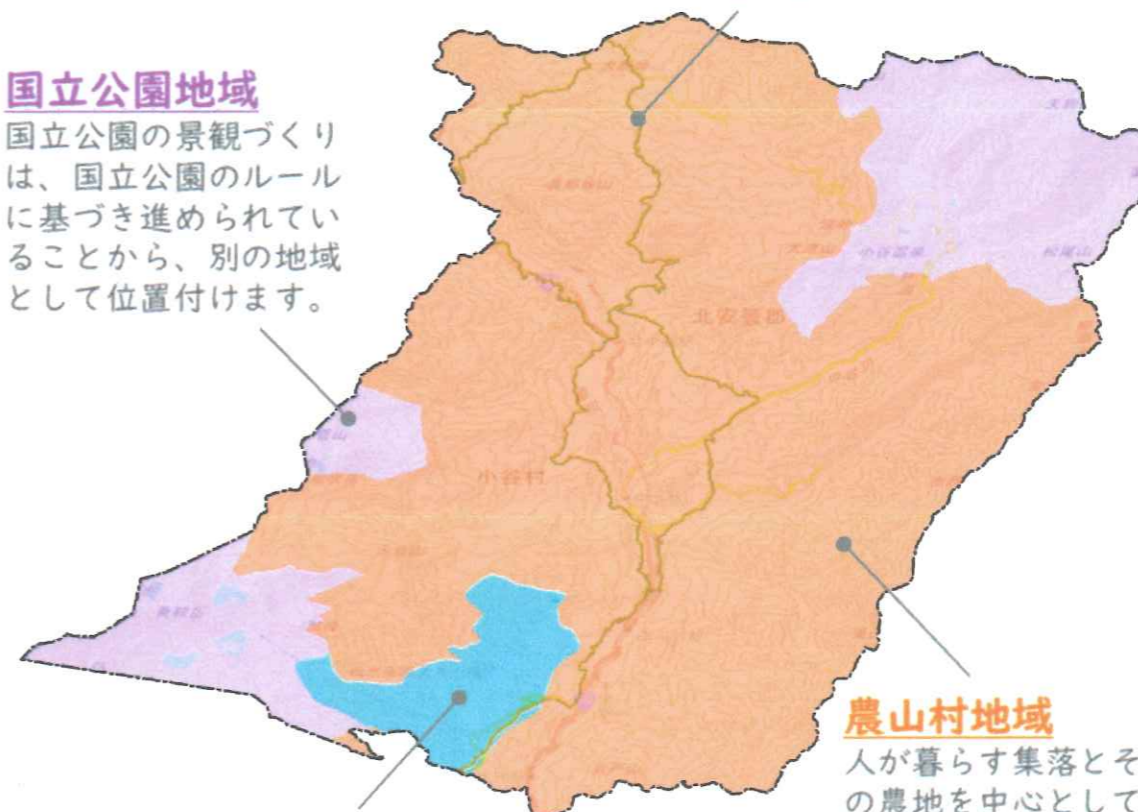
- 国立公園
- 農山村
- スキー場・観光地域
- 塩の道（両側30m）

#### 【重点地域】塩の道地域

塩の道とその沿道は、昔からの風景に出会える重要な場所であり、全国から多くの人々が訪れています。重点地域として、塩の道のイメージを大切にしたい景観づくりを進めます。

#### 国立公園地域

国立公園の景観づくりは、国立公園のルールに基づき進められていることから、別の地域として位置付けます。



#### 農山村地域

人が暮らす集落とその周辺の農地を中心として、周囲の森林を含めることとします。また、主要道路の沿道も周辺と一体的な景観づくりを進めます。

#### 【重点地域】スキー場・観光地域

3つのスキー場が連続する地域は小谷村の代表的な観光地であり、村のイメージを決める重要な場所です。重点地域として、魅力的な観光地としての景観づくりを進めます。

### ■今後の予定

- 住民懇談会において参加者から「もっと幅広く小谷村の魅力などについて話し合う機会、場所がほしい」という要望があったことから、「小谷流村おこし塾番外編」として、小谷村の魅力について再確認し、話し合う機会を企画する予定（令和2年3月5日開催予定で計画していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を延期しています）です。
- 今後、「景観づくりの方針」「景観づくりのルール」「景観重要公共施設の整備方針」「景観重要建築物・景観重要樹木の指定方針」等について意見交換・検討を進める予定です。

住民懇談会を開催し、意見交換・話し合いを進めたいところですが、新型コロナウイルス感染症対策で開催できない状況のため、つぎの内容など景観づくりについて、ぜひご意見をお寄せください。

## 小谷村の 景観上重要な

# 建造物・樹木

景観法に基づく景観計画では、地域の景観のなかでシンボルとなっている建造物や樹木を「景観重要建造物・樹木」として指定する方針を定めます（景観法の必須事項）。

実際に指定するのは、景観計画が出来上がった後となりますが、指定する方針の検討のために、どのような建造物や樹木が指定の対象となるかを把握する必要があります。そこで、「景観上重要な建造物・樹木」について、ぜひご意見をお願いいたします。

### 指定によるメリット

- 維持管理する上で必要な助言や支援が受けられます。
- 管理に関する協定を結ぶことで、管理に関する負担が軽減される場合があります。
- 建築基準法の外観に影響を及ぼす制限の除外または緩和が可能となります（建造物）。
- 相続税の減免など、相続税法上の特例が受けられる場合があります（建造物）。

### 指定する際には…

所有者や管理者は現状変更の規制や、適切な管理を行う義務を負うこととなりますので、所有者のご意見をお聞きした上で、指定するかどうかを決めることになります。

### [建造物の例] ※必ずしも古い建造物である必要はありません。



牛方宿



小谷村郷土館

### [樹木の例]



雨飾高原のドロノキ

出典：小谷村フォトライブラリー



大網の大ケヤキ

「ぜひこの建造物、樹木を指定したい」と思われるものがありましたら、右の用紙に記入し、下記の連絡先までFAXでお送りいただくか、役場建設水道課窓口まで持参をお願いします。また、右の用紙に記載されている事項を、電子メールでお送りいただいても構いません。

多くの皆さまからのご意見をお待ちしています。

## 小谷村の景観上重要な建造物・樹木についての意見

氏名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_

景観上重要な 建造物・樹木の名称	所在地	重要と考える理由

景観保全・景観づくりについて、ご意見などありましたら、ご記入ください。

※建造物・樹木の名称は分かる範囲で出来るだけ具体的にお書きください。  
樹木で名称が特に定まっていないものは、所在地と樹種（わかる場合）をお書きください。